

マージン率等の情報提供について

① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

11人

② 令和5年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1 事業所

③ 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

17,954円(8時間 全業務平均)

④ 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,499円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日) マージン率

36.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
(プロデューサー・演出家、総合事務員、写真家・映像撮影者、通信機器操作員、番組制作サポートに従事する従業員)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和6年3月31日)

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時 フルタイム1年以上 事務職・演出家	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣中 フルタイム1年以上 事務職	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣中 フルタイム1年以上 演出家	OFF-JT	無償	有給
編集機器操作訓練	派遣中 フルタイム1年以上 演出家	OJT	無償	有給
新機材対応訓練等	派遣中 フルタイム1年以上 演出家	OJT	無償	有給
リーダー就任研修	入社4年目以降の事務職・演出家	OJT・OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 人材事業部 電話番号 054-251-3383

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

マージン率に含まれる費用
・社会保険料 ・福利厚生 ・教育研修費 ・会社運営費 ・営業利益 等

事業所名 ファイブパートナーズ株式会社
許可番号 派22-301228